

「施設内における集団感染等発生時の報告・公表」運用に係る Q&A（施設用）新旧対照表

改 正 後	現 行
Q 6 この基準が適用される感染症には、具体的にどのようなものがありますか。 A 6 全数届出の疾患以外の定点医療機関からの届出による 5 類感染症、例えば、インフルエンザ、感染性胃腸炎をはじめ、RS ウイルス感染症、手足口病、伝染性紅斑、<u>新型コロナウイルス感染症</u>等が想定されます。 Q 1 3 施設及び医療機関のホームページのみに掲載することで、公表したものとみなされますか。 A 1 3 <u>ホームページへの掲載のみで、必ずしも本基準の目的（Q&A「1 目的に関すること」参照）が達成できない訳ではありませんが、本基準の目的を十分に考慮して施設利用者へ行き渡る広報媒体を選定いただくことが重要です。</u>	Q 6 この基準が適用される感染症には、具体的にどのようなものがありますか。 A 6 全数届出の疾患以外の定点医療機関からの届出による 5 類感染症、例えば、インフルエンザ、感染性胃腸炎をはじめ、RS ウイルス感染症、手足口病、伝染性紅斑 _____ 等が想定されます。 Q 1 3 施設及び医療機関のホームページのみに掲載することで、公表したものとみなされますか。 A 1 3 <u>公表の主旨から考えて、より多くの地域住民に情報が提供され、共有されることが求められることから、府振興局の記者クラブへの報道資料の配布を公表の基本とします。なお、併せて施設のホームページを活用して公表するなど、きめ細やかな対応をお願いします。</u>